

令和5年2月阿見町教育委員会定例会議事録

|          |  |                |
|----------|--|----------------|
| 会議日時     | 令和5年2月24日（金）午後4時15分  |                |
| 会議場所     | 阿見町役場 4階 全員協議会室  |                |
| 出席委員     | 出席者<br>教育長 立原秀一<br>委員 中島雅己<br>委員 岡田治美<br>委員 湯原敦子   | 欠席者<br>委員 小林和裕 |
| 委員以外の出席者 | 教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、指導室長、中央公民館長<br>図書館長、給食センター所長、予科練平和記念館長、学校教育課主任  |                |
| 議 題      | <p>議案第8号 阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入について</p> <p>議案第9号 第2次阿見町教育振興基本計画について</p> <p>議案第10号 第2次阿見町生涯学習推進計画について</p> <p>議案第11号 阿見町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第12号 阿見町教育委員会公印規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第13号 阿見町教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第14号 AMIふれあい地区館設置規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第15号 公職選挙法第161条第1項の規定による個人演説会の開催のための必要な設備の程度等を定める告示の一部を改正する訓令について</p> <p>議案第16号 阿見町実穀地区公民館整備検討委員会要綱を廃止する告示について</p> <p>議案第17号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第18号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第19号 阿見町史編さん委員会設置要綱について</p> <p>議案第20号 阿見町戦争遺跡調査事業実施要綱について</p> <p>議案第21号 令和4年度阿見町一般会計補正予算案（教育費）について</p> <p>議案第22号 令和5年度阿見町一般会計予算案（教育費）について<br/>令和5年2月教育業務報告及び3月教育業務予定</p> |                |
| 傍聴者      | 0名   |                |
| 議 事 概 要  |  |                |
| 教育長      | 阿見町教育委員会会議規則第8条の規定により、ただいまより令和5年2月教育委員会定例会を開会します。  |                |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>まず、会議録の確認ですが、令和5年1月教育委員会定例会の会議録についてお伺いします。会議録については、皆様に配付したとおりでしょうか。</p>   |
| 委員  | <p>異議なし。</p>   |
| 教育長 | <p>次に、本日の教育委員会定例会の議事録署名人について、阿見町教育委員会会議規則第17条の規定により、中島委員を指名します。よろしくお願ひいたします。</p>   |
| 事務局 | <p>それでは審議事項に入ります。はじめに議案第8号について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>○議案第8号 阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入について</p> <p>資料1ページをご覧ください。本件は例年通り、小学校に入学する新1年生にランドセルを配布する入学祝い品支給事業により、町が物品を購入するものです。令和5年第1回定例議会に上程を予定しています。</p> <p>予定数量は450個で、契約の相手方は今年度と同一業者です。納入期限は令和6年1月19日で、仕様については資料の通りです。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 教育長 | <p>ただいま事務局より、議案第8号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p>  |
| 委員  | <p>児童が1人1台のタブレットを持つようになったことから、ランドセルにタブレットを収納するスペースがあるとありがたいという意見が出ているようです。そういったランドセルなのでしょうか。</p>   |
| 事務局 | <p>タブレットと同じA4サイズに対応していますが、特別にそういった機能のあるランドセルではないようです。</p>  |
| 委員  | <p>毎年同じ業者なのでしょうか。</p>  |
| 事務局 | <p>基本的に入札を実施しています。3年間は同じデザインにするという観点から、2、3年目は前回落札業者と一者特命随意契約を結んでいます。</p>   |
| 教育長 | <p>来年度に向けて、仕様を変更できるか検討をお願いします。</p> <p>他にご質問がないようでしたら、議案第8号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>   |

|     |   |
|-----|---|
| 委員  | 異議なし。   |
| 教育長 | 異議なしと認め、議案第8号については承認されました。<br>次に議案第9号について、事務局より説明をお願いします。   |
| 事務局 | ○議案第9号 第2次阿見町教育振興基本計画について<br>資料3ページをご覧ください。第2次阿見町教育振興基本計画について、教育委員会の承認を求めるものです。<br>当該計画については、2月15日に第5回策定委員会を開催し、答申をいただきました。内容については配布した計画案の通りです。以前、パブリックコメントを実施する旨を説明しましたが、1月末まで実施した結果、2名からパブリックコメントがありました。そこでご指摘を受けたものも反映して、策定委員会でまとめたものになります。<br>説明は以上です。承認をよろしくをお願いします。                                 |
| 教育長 | ただいま事務局より、議案第9号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。<br>ないようでしたら、議案第9号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。  |
| 委員  | 異議なし。   |
| 教育長 | 異議なしと認め、議案第9号については承認されました。<br>次に議案第10号について、事務局より説明をお願いします。  |
| 事務局 | ○議案第10号 第2次阿見町生涯学習推進計画について<br>資料5ページをご覧ください。第2次阿見町生涯学習推進計画について、教育委員会の承認を求めるものです。<br>当該計画については、第2次阿見町教育振興基本計画と同スケジュールで策定作業を進めてきました。諮問・答申はありませんがパブリックコメントを実施して、3名からご意見をいただきました。その意見を反映して、最終案をいきいき学びのまちAMI推進会議で策定しました。6つの基本目標を柱として、それぞれの具体的な施策を示しています。策定経緯につきましては計画案の資料編をご参照ください。<br>説明は以上です。承認をよろしくをお願いします。 |
| 教育長 | ただいま事務局より、議案第10号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。<br>ないようでしたら、議案第10号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。  |

|     |  |
|-----|--|
| 委員  | 異議なし。  |
| 教育長 | 異議なしと認め、議案第10号については承認されました。<br>次に議案第11号ですが、議案第16号までは関連性がありますので、事務局よりまとめて説明をお願いします。   |
| 事務局 | <p>○議案第11号 阿見町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について</p> <p>○議案第12号 阿見町教育委員会公印規則の一部を改正する規則について</p> <p>○議案第13号 阿見町教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>○議案第14号 AMIふれあい地区館設置規則の一部を改正する規則について</p> <p>○議案第15号 公職選挙法第161条第1項の規定による個人演説会の開催のための必要な設備の程度等を定める告示の一部を改正する訓令について</p> <p>○議案第16号 阿見町実穀地区公民館整備検討委員会要綱を廃止する告示について</p> <p>議案第11号から議案第14号は規則について、議案第15号は訓令について、議案第16号は告示について、教育委員会の承認を求めるものです。</p> <p>議案第11号では、阿見町教育委員会事務局組織について、生涯学習課と中央公民館の係に増加や異動を行います。</p> <p>生涯学習課については、令和5年度より“放課後子どもプラン係”が新設されます。この係は放課後児童クラブと放課後子ども教室に関する2つの放課後対策を担当します。</p> <p>放課後児童クラブは、小学校に就学している児童で、その保護者が共働き等の理由により放課後の時間帯に家庭にいないものを対象として保育をしています。また放課後子ども教室は、各小学校で週1回開設しています。現在は保健福祉部子ども家庭課で担当していますが、その係を生涯学習課に異動します。</p> <p>中央公民館については、今年度で旧実穀小改修工事が完了し、地区公民館整備事業がひと区切りつくことから、“地区公民館整備係”を廃止します。そして各施設の中長期修繕計画等を今後も計画的に進めていくために、“施設管理係”を新設します。この係は公民館及びコミュニティセンターの設置維持及び管理に関する業務を担当します。</p> <p>また、教育委員会が所管する教育機関として別表第2に“阿見町立実穀ふれあいセンター”を追加します。</p> |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>議案第12号では、実穀ふれあいセンターの開館に伴い、実穀ふれあいセンター館長印を公印として追加します。</p> <p>議案第13号では、実穀ふれあいセンターに防犯カメラを設置することから当該規則に追加します。管理責任者は実穀ふれあいセンター館長となります。</p> <p>議案第14号では、現在、本郷ふれあいセンターに設置している実穀ふれあい地区館事務局について、実穀ふれあいセンターの開館に伴い、事務局を移設します。</p> <p>議案第15号では、町内各公民館等は選挙の個人演説会会場として使用できる旨を公示しており、これに実穀ふれあいセンターを追加します。</p> <p>議案第16号では、1月教育委員会定例会で説明した通り、旧実穀小改修工事の完了に伴い、実穀地区公民館整備検討委員会が解散することから要綱を廃止します。</p> <p>説明は以上です。承認をよろしくお願いします。</p> |
| 教育長 | <p>ただいま事務局より、議案第11号から議案第16号までの説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、議案第11号から議案第16号までについて承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>  |
| 委員  | <p>異議なし。</p>   |
| 教育長 | <p>異議なしと認め、議案第11号から議案第16号までは承認されました。</p> <p>次に議案第17号ですが、議案第19号までは関連性がありますので、事務局よりまとめて説明をお願いします。</p>  |
| 事務局 | <p>○議案第17号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>○議案第18号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>○議案第19号 阿見町史編さん委員会設置要綱について</p> <p>令和5年度から生涯学習課において阿見町史編さん委員会を設置することに伴い、議案第17号と議案第18号は条例について、議案第19号は要綱について、教育委員会の承認を求めるものです。</p> <p>議案第17号では、当該条例別表の“実穀地区公民館整備検討委員会委員”の項を削り、同表教育委員会の部に“阿見町史編さん委員会委員”を追加して、委員報酬と費用弁償を定めます。</p> <p>議案第18号では、阿見町史編さん委員会は町附属機関となりますの</p>                                |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>で、当該条例に追加します。阿見町実穀地区公民館整備検討委員会の項目の削除については、1月教育委員会定例会の議案第7号で説明したとおりです。</p> <p>議案第19号では、阿見町史編さん委員会を設置するために要綱を定めます。町史編さんは阿見町の発展過程を明らかにし、町民の郷土愛を醸成することで、町発展に資することを目的としています。委員は15人以内で、副町長、教育長、学識経験者、町職員代表者、その他町長が必要と認める者で組織し、委員長は副町長を充てます。</p> <p>町史編さんは専門的であるため、編さん委員会の下に専門部会を設置し、部会長は編さん委員会にも所属していただきます。任期は町史編さんが終了するまでとし、令和7年度に執筆を開始、令和12年度中に完成を予定しています。</p> <p>説明は以上です。承認をよろしくお願いします。</p> |
| 教育長 | <p>ただいま事務局より、議案第17号から議案第19号までの説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p>  |
| 委員  | <p>議案第17号について、消防団の項についても記載がありますが、教育委員会とは何か関係があるのでしょうか。</p>  |
| 事務局 | <p>議会に上程する町部局の条例改正案のため、教育委員会部局以外の改正内容も記載されています。消防団は町民生活部の所管になります。</p> <p>同様の理由で議案第18号についても、阿見町情報公開・個人情報保護審査会や阿見町子ども・子育て会議の項で改正内容が載っています。</p>  |
| 教育長 | <p>他にご質問はありませんでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、議案第17号から議案第19号までについて承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>   |
| 委員  | <p>異議なし。</p>  |
| 教育長 | <p>異議なしと認め、議案第17号から議案第19号までは承認されました。</p> <p>次に議案第20号について、事務局より説明をお願いします。</p>  |
| 事務局 | <p>○議案第20号 阿見町戦争遺跡調査事業実施要綱について</p> <p>資料31ページをご覧ください。戦争遺跡調査事業は町史編さんと関連し、戦跡の保全を目指して、生涯学習課で令和5年度から取り組む事業です。本件はその実施要綱となります。</p> <p>戦争遺跡調査事業は、阿見町の戦争及び軍隊に関係する遺跡について、当該遺跡の保存及び活用を図り、後世に戦禍の記憶を伝え、平和教</p>  |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>育の充実に資することを目的としています。事業内容は、戦争遺跡の調査及び研究に関すること、保存及び管理に関すること、文化財等の指定に向けた取組に関すること、活用及び啓発に関すること等になります。調査員は定数20人以内とし、任期は1年です。</p> <p>戦跡の例として、阿見町には予科練や掩体壕等の海軍航空隊に関する遺跡や、文化財に相当するようなレンガ造りの遺跡が数多くあります。その遺跡を有効に保存・活用していくための事業です。</p> <p>説明は以上です。承認をよろしくお願いします。</p>  |
| 教育長 | <p>ただいま事務局より、議案第20号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>第2次生涯学習推進計画の中で方針としても掲げました。町史編さんや戦争遺跡調査事業を実施するために、3か年計画で予算も要求し、要綱を策定するということですね。</p>   |
| 事務局 | <p>はい。本年の総合教育会議で町長からも話がありましたが、町史編さん、戦跡の保全・活用、伝統芸能の継承を3本柱として、生涯学習課における令和5年度の重点的取組と位置付けています。</p>   |
| 教育長 | <p>他にご質問はありませんでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、議案第20号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>  |
| 委員  | <p>異議なし。</p>   |
| 教育長 | <p>異議なしと認め、議案第20号については承認されました。</p> <p>次に議案第21号について、事務局より説明をお願いします。</p>   |
| 事務局 | <p>○議案第21号 令和4年度阿見町一般会計補正予算案（教育費）について</p> <p>本件は令和5年第1回阿見町議会定例会に提出する令和4年度阿見町一般会計補正予算案（教育費）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求めるものです。</p> <p>まず歳入を申し上げます。</p> <p>使用料及び手数料の社会教育使用料、諸収入の教育費雑入で自動販売機設置納付金と教室・講座受講料、町債の学校施設整備事業債と体育施設耐震化事業債が減額となります。</p> <p>次に歳出を申し上げます。</p> <p>教育費の教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費、保健体育費が減額となります。</p> <p>説明は以上です。</p> |

|     |   |
|-----|---|
| 教育長 | ただいま事務局より、議案第21号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。   |
| 委員  | 歳出の教育振興費で、多くの学校でバス借上料が減額になっています。どのような理由でしょうか。   |
| 事務局 | 小中学校の校外学習をほぼ実施しなかったための減額となります。  |
| 委員  | 減額されていない学校は校外学習をしたということでしょうか。   |
| 事務局 | はい。あとは校外学習を学校近くで行ったことで、バスを使用しなかった例もあるようです。  |
| 委員  | 公民館費も含めてですが、新型コロナウイルスの影響で事業を実施できなかったことによる減額と考えて問題ないでしょうか。   |
| 事務局 | はい。中学校費の教育振興費についても、部活動の大会ができなかったために大幅な減額となっています。保健体育費の保健体育総務費についても、新型コロナウイルスが影響しています。社会教育費の公民館費は、講座申込数が減少したことが影響しています。  |
| 教育長 | 他にご質問はありませんでしょうか。<br>ないようでしたら、議案第21号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。  |
| 委員  | 異議なし。   |
| 教育長 | 異議なしと認め、議案第21号については承認されました。<br>次に議案第22号について、事務局より説明をお願いします。   |
| 事務局 | ○議案第22号 令和5年度阿見町一般会計予算案（教育費）について<br>本件は令和5年第1回阿見町議会定例会に提出する令和5年度阿見町一般会計予算案（教育費）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求めるものです。<br>まず歳入を申し上げます。<br>分担金及び負担金が増額、使用料及び手数料が減額、国庫支出金が増額、県支出金が皆増、寄附金が増減なし、諸収入と町債が増額となっています。<br>次に歳出を申し上げます。 |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>教育費全体では増額です。教育費の教育総務費が増額、小学校費が減額、中学校費、社会教育費、保健体育費が増額となります。</p> <p>説明は以上です。</p>  |
| 教育長 | <p>ただいま事務局より、議案第22号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p>   |
| 委員  | <p>各小学校の学校管理費が増額となっておりますが、これは水道光熱費が高騰していることによるものでしょうか。</p>   |
| 事務局 | <p>はい。おっしゃるとおり水道光熱費等の高騰や、アプリの費用のための増額となります。アプリに関しては、今まで学校が費用を負担していましたが、それを町で負担することになったためです。</p>  |
| 委員  | <p>各校の学校管理費は増額でも学校施設整備事業が減額になっているため、全体では減額になるということですね。</p>   |
| 委員  | <p>コロナ禍で水泳学習を行っていませんでしたが、来年度再開するとしたらプールの管理費等が膨大になると思います。その分の予算も含まれているのですか。</p>   |
| 事務局 | <p>水泳学習再開に向けて、全校のプール清掃・点検業務を発注しています。その結果を精査して、プール運営が可能かどうかも含めて判断する予定です。修理の程度によってはプールを使用できない学校も出てくると考えられます。その場合はバス送迎が必要になることまで想定して、予算を組んでいます。</p> |
| 教育長 | <p>他にご質問はありませんでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、議案第22号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>  |
| 委員  | <p>異議なし。</p>   |
| 教育長 | <p>異議なしと認め、議案第22号については承認されました。</p> <p>次に、令和5年2月教育業務報告及び3月教育業務予定を事務局からお願いします。</p>   |
| 事務局 | <p>○令和5年2月教育業務報告</p> <p>1日定例管理職会、2日地震対応訓練、いきいき学校保健委員会、3日管内教育長会議、臨時校長会、4日阿見町社会福祉大会、7日県南教育事務所人事面談、町議会全員協議会、10日朝日中学校創立記念日、</p>                      |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>教育振興基本計画・生涯学習推進計画合同本部会、町教務主任会、14日県南教育事務所人事面談、15日給食センター運営協議会、いきいき学びのまちAMI推進会議、教育振興基本計画策定委員会、16日町校長会、幼児教育施設と小学校教育のための研修会、17日市町村教育長協議会冬期研修会、町教頭会、21日学校事務共同実施協議会、22日町議会全員協議会、24日総合教育会議、教育委員会定例会、28日町議会定例会開会</p> <p>○令和5年3月教育業務予定</p> <p>1日町議会一般質問、2日町議会一般質問、5日霞ヶ浦清掃大作戦、6日町議会民生教育常任委員会、7日定例管理職会、町教務主任会、8日町議会予算決算特別委員会、9日町議会予算決算特別委員会採決、町教頭会、13日中学校卒業式、SDGs推進本部会議、15日管内教育長会議、臨時教育委員会、臨時校長会、16日町議会定例会閉会、17日小学校卒業式、20日町校長会、予科練運営協議会、22日社会教育委員会会議、24日修了式、教育委員会定例会、29日ライオンズクラブ奨学金授与式、31日離任式、人事発令通知書交付式</p> <p>教育長  ただいま事務局より、令和5年2月教育業務報告及び3月教育業務予定の説明がありました。ご質問等ございましたらお願いします。<br/>(その他協議事項、連絡事項については下記記載のとおり)</p> <p>事務局  ○給食牛乳への異物混入について</p> <p>本件の経緯ですが、町立学校で提供している給食牛乳パックの接着部から開封時に異物が発見されたため、翌提供日から当該メーカー製牛乳をオレンジジュースに変更し、その翌日からは他メーカー製牛乳の提供を開始しました。</p> <p>発生した異物を県薬剤師会検査センターで分析した結果、牛乳由来の焦げと推定され、危険物ではなく、摂取した場合でも健康被害は生じないと判断されました。原因としては、容器に牛乳を充填する際に生じた泡等がヒーターに付着して焦げになり、後続の容器に付着したと思われます。</p> <p>当該メーカーには再発防止対策として機器の調整・部品交換等を実施し、町からは対策の徹底と取組状況を継続的に報告するよう指導しました。また、当該メーカーから保健所に報告書も提出し、保健所からは対策の徹底と衛生上の危害が発生しないことを前提に、再開可能との判断が示されました。</p> <p>成分分析結果や当該メーカーの対策及び保健所の判断を受けて、現在は当該メーカー製牛乳の提供を再開しています。</p> <p>○旧実穀小学校改修工事の整備状況及び(仮称)実穀ふれあいセンタ</p> |
|--|--|

|                 |  |
|-----------------|--|
| 教育長             | <p>一の開館について</p> <p>現在、旧実穀小改修工事は概ね完了し、残りの主な工程は竣工検査のみとなります。11月定例会での説明後、主な工事としては、改修工事はクロス、床張り、各所塗装、エレベーター設置、電気設備工事はキュービクル設置及び器具取付、機械設備工事は便所機器取付、屋外配管、受水槽設置を実施しました。</p> <p>今後のスケジュールですが、工期は2月28日まで、その後備品搬入期間が3月31日までとなります。内覧会は3月25日を予定しており、午前は町議会議員、町教育委員、実穀地区公民館整備検討委員会委員、午後は地元住民を対象としています。3月26日には一般公開を実施します。より多くの方にご覧いただき、利用していただければと考えています。開館式典は4月1日に執り行う予定です。</p> <p>○卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について</p> <p>県教育庁保健体育課から、卒業式におけるマスクの取扱い等について通知がありました。児童生徒及び教職員についてはマスクを着用しなくても差し支えなく、来賓や保護者等については着用を基本とするとのことです。また、合唱やいわゆる「呼びかけ」で歌を歌う場合には、着用した上で実施するとのことです。</p> <p>この通知は各学校にも伝達しています。マスクを外しなさいと強制するものではありませんので、着用している児童生徒もいることをご承知ください。</p> <p>他に質問はありませんでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。</p> |
| そ の 他 連 絡 事 項 等 |  |
| 事務局             | <p>○次回の教育委員会</p> <p>3月教育委員会臨時会<br/>令和5年3月15日（水）午後3時00分</p> <p>3月教育委員会定例会<br/>令和5年3月24日（金）午後3時30分</p>   |
| 閉会              | 午後5時45分  |

議事録署名

令和 年 月 日

教 育 長 立原 秀一

委 員 中島 雅己